

郵送による転出届について

①請求方法

下記のを同封し、送付してください。

1. 転出届（次頁参照）
2. 本人確認資料（マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証、特別永住者証明書、在留カード、健康保険証等）のコピー（いずれも有効期間内のもの。）
※マイナンバーの通知カード、住民票は本人確認資料としてお使いいただけませんのでご注意ください。
3. 返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。）
4. 手数料 無料

②注意事項

1. 転出証明書のご返送先は旧住所もしくは新住所のどちらかとなります。
2. 本人もしくは西宮市で同一世帯以外の代理人が届出される場合には、本人からの委任状が必要になります。その際、転出証明書のご返送先は代理人の住所となります。
3. 国外転出の場合には、転出証明書の返送は行いませんので、返信用封筒の送付は不要です。
4. 転出される方がマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの場合には、転出証明書の返送は行いませんので返信用封筒の送付は不要です（特例転出）。
ただし、転入届出時には必ず、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをご持参いただき、カードの暗証番号入力が必要になります。なお、「転出予定日（引越し予定日）から30日を経過した日」または「転入をした日（引越しをした日）から14日を経過した日」のいずれか早い日の前日までに転入届ができない場合は、原則、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードは失効します。その場合、転入時に転出証明書が必要となりますのでご注意ください。
なお、転出届手続き終了後、原則として個別に連絡は行いませんのでご注意ください。
5. 内容に不備がある場合は、やむをえず返送させていただくことがあります。ご了承ください。
6. 転出日から14日経過した場合は、転出届の下段「届出が遅れた理由」欄の該当する項目に○をしてください。
7. 届出期間内に届け出されなかった場合は、市から「住民基本台帳届出期間経過通知書」の提出を求める場合があります。対象となる場合は「住民基本台帳届出期間経過通知書」が届いた後、転出証明書をお送りすることとなります。
ご提出いただいた「住民基本台帳届出期間経過通知書」は、管轄の簡易裁判所に市から送付します。5万円以下の過料（住民基本台帳法第52条）の対象になる場合がありますので、ご注意ください。
8. 児童手当を受給されている方は、転出日によっては児童手当が支給されない月が発生する場合があります。詳細につきましては子育て手当課にご確認ください。

③あて先（本庁送付先）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市役所 市民課 証明チーム 郵送担当 あて

転 出 届

太枠内のみご記入ください。

職員処理欄	/	No.	転出
	免 住 マ イ 保	切手	
	他 ()	送料	

転 出 日	令和 年 月 日	記 入 日	令和 年 月 日
新 住 所			
西宮市の住所	西宮市		
西宮市での世帯主			
本籍 (外国人の場合は国籍)			
転出する人の氏名・フリガナ (世帯主を含め住所が変わる人全員)	生年月日	世帯主との続柄	住基カード マイナンバーカード
	明 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日		有 無
	明 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日		有 無
	明 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日		有 無
	明 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日		有 無
	明 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日		有 無
届出人氏名	(自筆で署名してください)	電話番号 (屋間の連絡先)	() -
届出人住所	〒		
メールアドレス	@		

※転出日より14日を経過して届出される場合は、以下の遅れた理由に○をつけてください。

届出が遅れた理由	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>1. 届出が必要なことを知らなかった</p> <p>2. 届出の期間が14日以内であると知らなかった</p> <p>3. 勤務の都合で届出に来ることができなかった</p> <p>4. 現在の住所からすぐ引越すつもりだった</p> <p>5. 代理人に手続きを依頼し、届出済みと思っていた</p> <p>6. 手続きがめんどうだった</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>7. 届出するのを忘れていた</p> <p>8. 病気療養中のため届出を行うことができなかった</p> <p>9. その他</p> </div> </div> <div style="text-align: right; font-size: 2em; margin-top: 10px;">}</div>
<p>【封入前に必要書類をご確認ください】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 届出人の本人確認書類のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 返信用封筒 (宛名を記入し、切手を貼ったもの) ※国外転出、特例転出の場合は不要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 委任状 (本人または西宮市で同一世帯の方以外が届出される場合)</p>	<p>※特例転出ができるのは以下の3点すべてに該当する方です。</p> <p><input type="checkbox"/> 転出する人の中に有効期間内のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている人がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 「転出予定日から30日を経過した日」または「転入をした日から14日を経過した日」のいずれか早い日の前日までに転入届ができる。(※期間内に届出できない場合、原則、カードは失効します。)</p> <p><input type="checkbox"/> 転入届出時にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持参し、カードの暗証番号(数字4ケタ)を入力することができる。</p>